

かわにしししやう しや あん いけんでいしゆつてつづき じっし
川西市障がい者プラン2029(案)への意見提出手続を実施します

かわにしし かわにしししやう しや けいかきかん れいわ ねんど れいわ
川西市は、このたび、「川西市障がい者プラン2029」(計画期間:令和6年度から令和11
ねんど ねんかん あん さくせい かわにしさんかく きやうどう すいしんじやうれい
年度までの6年間)の案を作成しましたので、川西市参画と協働のまちづくり推進条例
へいせい ねんかわにししじやうれいだい ごう だい じやう きてい もと あん たい しみん みな
(平成22年川西市条例第16号)第9条の規定に基づき、この案に対する市民の皆さんから
いけん ぼしゆう
の意見を募集します。

ほんけいかく しやう うむ だれ しゃかい いちいん そうご じんかく こせい
本計画は、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、相互に人格と個性を
そんちやう あ きやうせい しゃかい じつげん すいしん ほんし とく しやう しゃ
尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していくため、本市が取り組むべき障がい者
せさく きほんてき ほうこう さだ けいかく しやうがいしゃきほんほう もと しちやうそんしやうがいしゃ
施策の基本的な方向を定めるための計画であり、障害者基本法に基づく「市町村障害者
けいかく しやうがいしゃそうごしえんほう もと しちやうそんしやうがいふくしけいかく およ じどうふくしほう もと
計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく
しちやうそんしやうがいふくしけいかく いったいてき さだ けいかく
「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

1. ぼしゆうきかん
募集期間

れいわ ねん がつ にち すい れいわ ねん がつ にち もく
令和5年11月29日(水)から令和5年12月28日(木)まで

2. あん こうひやうほうほう
案の公表方法

かわにしし
川西市のホームページ(<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリックコメント」
のページに掲載

しやうがいふくし か ほんちやうしゃ かい ばんまどくち しせいじやうほう ほんちやうしゃ かい だいわぎやうせい
障害福祉課(本庁舎1階14番窓口)、市政情報コーナー(本庁舎2階)、大和行政

センター及び市内各公民館(川西南公民館、川西公民館、明峰公民館、多田

公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵

公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、

満願寺ふれあい会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにし、黒川

里山センター、小戸作業所、川西作業所、川西さくら園、ひまわり荘で公表

3. いけん ていしゆつほうほう
意見の提出方法

しよしき じゆう あんけんめい しめい じゆうしよ かわにししいがい す かた ざいきん
書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方)については、在勤、

ざいがく りがいかんけいじん がいとく ねんれい きにゅう つぎ ほうほう
在学、利害関係人のいずれに該当するか。)、年齢を記入のうえ、次のいずれかの方法で
ていしゅつ
提出してください。

なお、とりまとめ作業の都合上、以下の(1)及び(2)の方法による電子データでの提出
きょうりょく ねがい
にご協力をお願いします。

し
市ホームページ等：「意見提出専用フォーム」から意見を提出

でんし
電子メール：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

ゆうそう
郵送：〒666 - 8501 川西市中央町12番1号 川西市役所障害福祉課あて

ファックス：072 - 740 - 1311

4. その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人
じょうほう こうひょう
情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ

りょうしゅう
ご了承ください。

5. 問い合わせ先

かわにししやくしよ しょうがいふくしか
川西市役所 障害福祉課. 072 - 740 - 1178

